

塵芥収集車メンテナンス付リース契約仕様書

- 1 件名 塵芥収集車メンテナンス付リース契約
- 2 リース期間 車両登録日から期間満了日までの7年間
- 3 リース車両 塵芥収集車（パッカー車） 1台
- 4 積載物 市内の公園・街路から排出される剪定木、草、ごみ
- 5 車両仕様
 - (1) 架装シャーシー
3トン、ディーゼルエンジン排気量3Lターボ付150馬力程度以上、燃料タンク約100L、ブレーキ安全装置(ブレーキロック)付き。(これらに準ずる車両)
 - (2) 架装物（耐久性・アフターサービス要す）
作業中表示板（電光式・取付けと作動条件・操作方法については、市との詳細協議による）。
5.8m³以上のプレス式収集架装。汚水タンクや架装後部のふたはステンレス製。点検口は出入りのし易い形状・大きさ・深さであること。下降スイッチ装着。連続積み込み作動方式。
 - (3) キー3本（うち2本＝賃借人保管、1本＝賃貸人保管）
- 6 装備
 - (1) MT式
 - (2) パワーステアリング
 - (3) パワーウインドー
 - (4) エアコン（純正）
 - (5) フォグランプ
 - (6) ABS、坂道発進補助装置
 - (7) 運転席・助手席エアバッグ
 - (8) 市章記入 ※市との詳細協議による。
 - (9) 指定色塗装、文字入れ ※市との詳細協議による。
 - (10) 側面方向指示器（サイドターンシグナルランプ） ※大型であること
 - (11) 後方用方向指示器 ※収集作業時等のハザード点灯ランプとして、当初車載ランプの補助ランプとして小型で簡素な物。取付位置は後続普通車のドライバー目線上付近であること。
 - (12) 電動格納式ミラー（ミラー形状を含め市との詳細協議による）
 - (13) 運転席・助手席サンバイザー、運転席・助手席ドアバイザー
 - (14) 座席ビニールカバー（耐久性のある1.2mm厚以上1組）。フロアマット。
 - (15) ノーマルタイヤ：スチールラジアル（縦溝） ※リース期間中必要本数

- (16) 車止め(赤系色の幅10センチ以上の物4個) ※取付器具はゴムベルト等でなくツメ等の落下防止のあるもの。取付は左右2箇所とし、取付位置は市との詳細協議による。
- (17) 消火器(粉末ABC1本) ※取付器具の位置は市との詳細協議による。
- (18) カーマーキング(左右両面) ※デザイン等は市との詳細協議による。
- (19) 洗車ブラシ立(左右2本)・ちり取りボックス(1箇所)・収集品収納ボックス・手袋入れ・小物入れ ※収集品収納ボックス・小物入れのサイズと取付位置は市との詳細協議による。
- (20) 車内天井小物入れ(オーバーヘッドコンソール等)
- (21) バックモニター
- (22) ドライブレコーダー ※フロントと両サイドを監視・本体画面2.7インチ以上・エンジン始動中常時録画200万画素以上(白とびや黒つぶれの画像補正機能有)・本体及びパソコン等で再生できること・記録媒体SDHCカード32G付属のこと。これらに準ずる機器
- (23) 衝突被害軽減ブレーキシステム(自動ブレーキシステム)
- (24) AM/ワイドFMラジオ

7 年間予想走行距離 約7,000km/台

8 納入場所 周南市大字徳山1039-1付近 周南緑地詰所

9 納入(登録)期限 令和9年11月30日まで ※登録完了後、速やかに納入すること。

10 メンテナンス内容

- (1) 定期点検(概ね6ヶ月毎)
- (2) 法定点検
- (3) 車検整備(下回りの防錆処理含む)
- (4) 故障修理
- (5) ノーマルタイヤ、バッテリー、オイル交換(メーカー奨励の基準時期毎)
- (6) その他消耗品交換または補充(メーカー等の奨励する基準時期毎)
- (7) その他安全走行に必要な点検・修理
- (8) 車検整備及び故障修理時の代車や架装部分のメンテナンスサービスは含まない。

11 リース料の支払方法 毎月払(使用完了(履行)後、請求書提出日から30日以内)

※車両納入日が当該月の途中の場合、初月及び最終月は日割計算とする。

12 リース料に含まれるもの

- (1) 自動車税種別割
- (2) 自動車税環境性能割
- (3) 重量税
- (4) 自動車損害賠償責任保険料
- (5) 前述10に定めるメンテナンスに要する費用
- (6) リサイクル料
- (7) 車両登録に要する費用
- (8) 車両抹消に要する費用
- (9) 車体文字等抹消費用

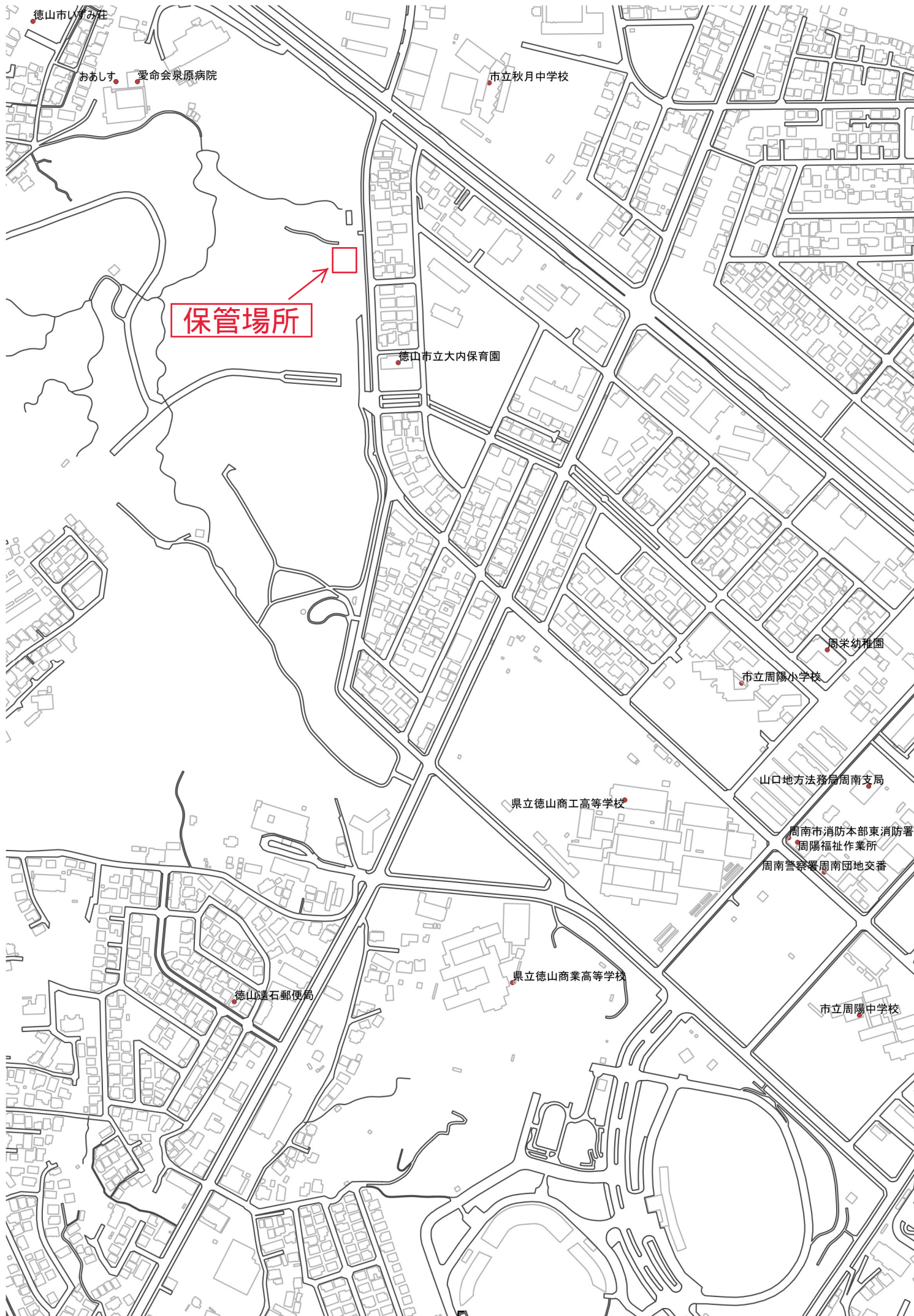
※ (1) から (5) は、リース期間中に要する費用とする。

13 その他

- (1) 従前所有していた車両（山口 800 さ 7099）から引き続いて装備することを要するものの装備着脱と、公用に要する啓発用ステッカーなどの貼り剥がし、引き取り及び廃車手続きを行うこと。
- (2) リース会社名、窓口、担当者、メンテナンス工場名及び連絡先（連絡網）を明示したものを車両内に搭載し、不測の事態などに対応できるようにしておくこと。
- (3) 車両の使用に支障が生じないように整備を万全の体制で行うこと。
 - ① 整備等記録台帳を車両内に備え、点検整備等の実施の都度その状況を記録すること。
 - ② 毎年度初めに当該年度の点検・整備計画書を作成し、提出すること。またこの計画を変更する場合は、速やかに市へ連絡し計画内容について当市と協議すること。
 - ③ 車検や点検等で時期が限られるものは、協議のうえ整備実施すること。
 - ④ 車両の故障や不調に関する対応は、早急に対応できる工場等を確保すること。なお、この場合に現場出動中のケースも想定し、故障車両の場所に応じて速やかな対応が可能な体制を確保すること。併せて当該工場への連絡先を明示したものを、当所に提出するとともに車両へも搭載すること。

なお、故障修理等で長期にリース車両が使用できないと見込まれる場合は、前述のメンテナンス内容の条項に関わらず使用できない期間と代車提供等について協議すること。
- ⑤ 前述①～④のほか、事故や故障等で使用に支障が生じるような場合は、万全な体制で迅速に対応すること。
- (4) 点検整備完了後は、結果報告書を速やかに提出すること。
- (5) リース期間満了後は、速やかに車両を引き取りし、当該車両の登録を抹消すること。また、この抹消が確認できる登録抹消証明書を市に提出すること。

- (6) リース期間満了後は、車体表示文字を抹消及び貼付ステッカーを剥離すること。
その際に、抹消や剥離の作業が確認できる写真を撮影し提出すること。
- (7) 当市の車両運搬管理業務全般に関し、支援を行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項又は契約後疑義が生じた場合は、周南市公園花とみどり課と協議の上決定するものとする。



仕様書内 13 その他（１）の引き取り及び廃車手続きを行う車両

